

交 通 事 業 会 計

令和 6 年度熊本市交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度熊本市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

軌 道 事 業

(1) 車 両 数	54 両
(2) 年 間 走 行 料	1,565,000 料
1 日 平 均	4,288 料
(3) 年 間 輸 送 人 員	11,412,000 人
1 日 平 均	31,266 人
(4) 主要な建設改良事業	
多両編成車両導入事業	890,565 千円
車両延命化経費	78,383 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 軌 道 事 業 収 益	2,522,494 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,961,618 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	551,076 千円
第 3 項 特 別 利 益	9,800 千円
支 出	
第 1 款 軌 道 事 業 費 用	2,488,202 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,435,062 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	53,140 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,093千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,837千円、及び当年度分損益勘定留保資金399,256千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,590,131 千円
第1項 企業債	737,100 千円
第2項 国（県）補助金	707,563 千円
第3項 他会計補助金	145,468 千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,060,224 千円
第1項 建設改良費	1,528,567 千円
第2項 企業債償還金	340,657 千円
第3項 他会計長期借入返還金	123,000 千円
第4項 投資	64,000 千円
第5項 予備費	4,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
車両長寿命化経費	令和6年度～令和7年度	62,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	737,100千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合は、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金等については、 その融資条件による。 また、銀行その他の場合 にはその債権者と協定す るところによる。 ただし、財政の都合によ り繰上げ償還すること もある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,284,824 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、324,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、25,960千円と定める。

熊 本 市 長 大 西 一 史

